一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和4年1月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積違反点数	当該(営)違反点数
令和4年1月19日	株式会社山口運送 (法人番号8350001010393) 代表者山口登幸	本社営業所	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号、法第17条第4項	令和3年8月5日、監査実施。11件の違反が認められた。(1)必要な員数の運転者の確保違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第1項)、(2)乗務時間等の基準の遵守違反(安全規則第3条第4項)、(3)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(4)点呼の実施義務違反(安全規則第7条)、(5)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(6)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(7)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(8)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(9)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(10)特定運転者に対する特別な指導監督違反(安全規則第10条第2項)、(11)特定運転者に対す適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	6点	6点
	宮崎県宮崎市高岡町大字花見字中水流1945-1	宮崎県宮崎市高岡町大字花見字中水流1945-1					
令和4年1月24日	合同会社聖崇 (法人番号9340003001721) 代表者冨永和嗣	鹿児島営業所	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第8条第1項、法第17条第1項第1号、法第17条第1項第2号、法第17条第4項、道路運送車両法48条	令和3年5月28日、監査実施。14件の違反が認められた。(1)～(5)事業計画(営業所・自動車車庫・休憩睡眠施設・主たる事務所)に定めるところに従う義務違反(貨物自動車運送事業法(以下「法」)第8条第1項)、(6)乗務時間等の基準遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(7)定期点検整備の実施違反(安全規則第3条の2、道路運送車両法第48条)、(8)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(9)乗務等の記録義務違反(安全規則第8条)、(10)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(11)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(12)運行指示書の記載事項義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(13)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(14)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)	6点	6点
	鹿児島県鹿児島市東谷山5丁目34-5	鹿児島県鹿児島市東谷山5丁目34-5					

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和4年1月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積違反点数	当該(営)違反点数
令和4年1月24日	有限会社ケイティーエス (法事番号9290802018368) 代表者毛利成幸	本社営業所	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号、法第17条第1項第2号、法第17条第4項、法第60条第1項、道路運送車両法第48条	令和3年11月11日、監査実施。13件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(2)定期点検整備の実施違反(安全規則第3条の2、道路運送車両法第48条)、(3)整備管理者の研修受講義務違反(安全規則第3条の4)、(4)点呼の実施義務違反(安全規則第7条)、(5)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(6)運転者台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(7)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(8)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(9)運転者に対する指導監督の記録又は指導監督の記録保存違反(安全規則第10条第1項)、(10)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(安全規則第10条第1項)、(11)特定運転者に対する特別な指導監督違反(安全規則第10条第2項)、(12)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)、(13)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	6点	6点
	福岡県北九州市八幡東区山王2丁目4番3号	福岡県北九州市八幡東区山王2丁目4番3号					
令和4年1月26日	ウイング・ロジスティックサポート有限会社 (法人番号4290802012276) 代表者渡邊誠	本社営業所	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号、法第17条第4項	令和3年8月11日、監査実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(3)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(4)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(5)特定運転者に対する特別な指導監督違反(安全規則第10条第2項)、(6)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	13点	13点
	福岡県北九州市小倉南区大字曽根4341-4	福岡県北九州市小倉南区大字曽根4341-4					